

## 第4回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

令和2年5月22日提出

### I 件数 8件

【内訳】議案 8件（条例関係4件、予算関係4件）

### II 議案の要旨

#### 《条例関係》

#### 議案第67号 南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

##### 【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大をできる限り防止するために、労働者が感染した場合に休みやすい環境整備として、感染した被保険者等への傷病手当金支給に係る必要な改正を行うもの。

##### 【主な内容】

#### 1 改正の概要

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給等に係る規定を定めるもの（新附則第5項から第10項関係）

支給対象者の条件等

対象者	新型コロナウイルス感染症に感染した者
	発熱等の症状があり感染が疑われる者
支給対象となる日数	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日
支給額	1日当たりの支給額（※）×支給対象となる日数
適用期間	令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間 （入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

※「1日当たりの支給額」とは、直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労の日×2/3  
ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額（令和2年3月現在、日額30,887円）を超えるときはその金額とする。

2 施行日 公布の日（傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日（令和2年9月30日）までの間に属する場合に適用）

**議案第68号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について**

**【趣旨】**

消費税率引上げに伴う低所得者の介護保険料の負担軽減及び新型コロナウイルス感染症対策としての保険料の減免を行うため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

**1 改正概要**

(1) 消費税率引上げに伴う低所得者の介護保険料負担軽減を図るため、減額措置を変更（第4条第2項から第4項関係）

本来保険料額 (条例第4条第1項第1～3号)	軽減後保険料		
	平成27～30年度 (条例第4条第2項)	現行(令和元年度) (条例第4条第2～4項)	改正(令和2年度～) (条例第4条第2～4項)
第1段階 35,900円 (基準額71,800円×0.5)	32,300円 (基準額×0.45)	26,900円 (基準額×0.375)	21,500円 (基準額×0.3)
第2段階 53,800円 (基準額×0.75)	—	44,800円 (基準額×0.625)	35,900円 (基準額×0.5)
第3段階 53,800円 (基準額×0.75)	—	52,000円 (基準額×0.725)	50,200円 (基準額×0.7)

令和2年度の保険料軽減は、消費税率10%への引上げによる増収分が満年度化されることに伴い、減額幅を引き上げるもの。

**【軽減幅の推移】**

区分	平成27～30年度	令和元年度	令和2年度～
第1段階	0.45	0.375	0.3
第2段階	—	0.625	0.5
第3段階	—	0.725	0.7

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の規定を定めるもの（新附則第18項、第19項関係）

#### **第1号被保険者の保険料減免基準**

- ① 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第一号被保険者
  - ア 令和2年中の事業収入等の減少額が前年の事業収入等の3割以上
  - イ 減少する収入以外の前年の所得合計額が400万円以下

#### **減免の対象とする保険料**

減免の対象となる第一号被保険者の保険料は、令和元年度（平成31年度）分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

## **2 施行日 公布の日**

保険料負担軽減関係は令和2年4月1日適用

感染症対策の保険料減免関係は令和2年2月1日適用

**【趣旨】**

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり2件の条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

**【専決第5号 南相馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について 令和2年4月27日専決】****【趣旨】****1 専決処分の理由**

福島県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第86条第2項の規定により傷病手当金を支給するに当たり、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第25号)の一部改正を専決処分し令和2年4月27日に公布・施行したため、同日から構成市町村の条例に傷病手当金の支給に係る申請書の受付の事務を定める必要が生じたため、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を同日付けで専決処分したもの。

**【主な内容】****2 改正の概要**

市が行う事務として新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付の事務を定めるもの(第2条関係)

**3 施行日 公布の日**

# 【専決第8号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について 令和2年5月1日専決】

## 【趣旨】

### 1 専決処分の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布・施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を定める必要があるため、税条例の一部を改正する条例を同年5月1日付けで専決処分したものの。

## 【主な内容】

### 2 改正の概要

#### (1) 徴収猶予の特例関係

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きとして、市税条例第9条第7項に規定する申請書等記載不備に伴う申請書類の提出期間(20日)を準用するもの(附則第25条関係)

#### (2) 軽自動車税関係

軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限について、「令和2年9月30日まで」から「令和3年3月31日まで」に6月延長するもの(附則第15条の2関係)

#### (3) その他法改正に伴う規定の整備(附則第10条関係(読替規定))

### 3 施行日 公布の日

《補正予算関係》

議案第71号 令和2年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第72号 令和2年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ予断を許さない中、市民生活や経済への影響緩和を図ると共に、新しい生活様式の推進に資するため、緊急的に対応を要する予算を計上するもの。

**議案第73号****専決処分の報告及びその承認について****議案第74号****【趣旨】**

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり2件の予算を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

**【専決第6号 令和2年度南相馬市一般会計補正予算について 令和2年5月1日専決】****【趣旨】**

新型コロナウイルス感染症患者が市内においても確認され、感染拡大防止と市民生活や経済への影響緩和を図るため、緊急的に対応を要する予算として令和2年度南相馬市一般会計補正予算（第2号）を令和2年5月1日付けで専決処分したものの。

**①補正額**

6,159,656千円

**②主な補正内容**

- ・失業者等の雇用対策事業
- ・特別定額給付金給付事業
- ・ひとり親家庭応援支援金給付事業
- ・飲食店等維持補助事業

**【専決第7号 令和2年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について 令和2年5月1日専決】****【趣旨】**

新型コロナウイルス感染症患者が市内においても確認され、感染拡大防止と市民生活や経済への影響緩和を図るため、緊急的に対応を要する予算として令和2年度南相馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）を令和2年5月1日付けで専決処分したものの。

**①補正額**

19,740千円

**②補正内容**

- ・高齢者家庭生活応援事業
- ・高齢者見守り・相談支援事業

# 令和2年度補正予算（5月1日専決分）の概要

## 1 予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症患者が市内においても確認され、感染拡大防止と市民生活や経済への影響緩和を図るため、緊急的に対応を要する予算を計上した。

なお、今後とも、感染の状況とともに、地域経済の動向を十分注視し、必要な対策は迅速に講じていく考えである。

## 2 一般会計補正予算（第2号）の概要

### （1）予算規模

歳入については、国庫支出金、繰入金を計上し、歳出については上記の考え方に基づき計上した。

この結果、補正額 **6,159,656** 千円を追加し、補正後の一般会計歳入歳出総額が **61,143,105** 千円となった。

### （2）主な補正内容

【凡例】 **㊦**：新規事業

#### 市民向け対策

**㊦職員給与費（任期付職員）新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用 37,501千円**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け失業・内定取消となった市民等を任期付職員として採用する。

任期付職員（採用予定人数10人）

募集職種 一般事務職

募集開始 令和2年5月1日から

**㊦会計年度任用職員給与費新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用 24,384千円**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け失業・休業・内定取消となった市民等を会計年度任用職員として採用する。

会計年度任用職員（採用予定人数10人）

募集職種 一般事務職・用務作業員

募集開始 令和2年5月1日から



⑨ 特別定額給付金給付事業

5,960,000千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民の家計への支援を行うため、特別定額給付金の給付を行う。

給付対象者 基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者

基準日 令和2年4月27日

給付金額 給付対象者1人につき10万円

給付対象者 59,600人(見込み※)

給付開始日 令和2年5月1日から給付事務の実施

※転入届(本市に住み始めた日から14日以内)や転出届(転出予定の日からおおむね14日以内)の異動が生じるため。令和2年4月27日時点の住民基本台帳登録者数 59,575人

特別定額給付金給付準備事業

13,104千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民の家計への支援を行うため、特別定額給付金の給付に係る必要経費を計上する。

特別定額給付金の給付に伴う口座振込手数料 25,000世帯 外  
給付事務に要する事務用消耗品費

⑨ ひとり親家庭応援支援金給付事業

58,386千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、一人親の児童扶養手当受給世帯に対し、生活支援金を給付する。

支給対象児童数 660人 ひとり親家庭応援支援金給付事業

支援金額 対象児童1人につき 第1子 4万円×435人×3か月

第2子 1万円×178人×3か月

第3子以降 6千円×47人×3か月

周知着手日：令和2年5月1日から

支給予定日：令和2年5月中

事業者向け対策

⑨ 飲食店等維持補助事業

66,281千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外出自粛要請が出されたこと等により、特に業務に影響を受けた運輸業、宿泊業、飲食店に対し、当該事業所等の維持に係る費用の負担軽減を図るため、補助金を交付する。

対象業種 市内に事業所を有する運輸業(※)、宿泊業、飲食店

補助金額 1店舗当たり20万円(1事業者60万円を限度とする)

店舗数 330店舗(見込み)

事業所等への周知開始予定日：令和2年5月1日から

※一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業

## 【参考】主な基金の状況

### ○財政調整基金

(単位：千円)

基金名	R1末残高	積立額			取崩額			R2末残高 見込み
		補正前	今回	補正後	補正前	今回	補正後	
財政調整基金	3,794,835	300,038	0	300,038	2,143,277	186,552	2,329,829	1,765,044

## 3 介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要

### (1) 予算規模

歳入については、総合事業調整交付金を計上し、歳出については予算編成の考え方に基づき計上した。

この結果、補正額 19,740 千円を追加し、補正後の介護保険特別会計歳入歳出総額が 7,293,708 千円となった。

### 市民向け対策

#### ⑧ 高齢者家庭生活応援事業

13,707千円

新型コロナウイルス感染症対策のため、自宅で過ごしている高齢者の健康維持等を目的に、家庭での過ごし方の周知（パンフレット等の配布）を行う。

対象者 65歳以上の高齢者

対象者数 21,053人

配布予定時期 5月中旬から

#### ⑧ 高齢者見守り・相談支援事業

6,033千円

新型コロナウイルス感染症対策のため、外出を控え自宅で過ごしている一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、健康状態を把握し適切な支援につなげることを目的に、地域包括支援センター職員が電話や訪問等を行う。

委託先 社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

(南相馬市地域包括支援センター)

社会福祉法人 南相馬福祉会

(原町東地域包括支援センター)

開始予定時期 5月中旬から